

第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

5.1. 配慮書に対する経済産業大臣の意見

環境影響評価法第3条の6の規定に基づく経済産業大臣の環境の保全の見地からの意見（令和2年11月12日）は、次に示すとおりである。

経済産業省

20200824保第23号

令和2年11月12日

合同会社 NRE-46 インベストメント

代表社員 日本再生可能エネルギー株式会社

職務執行者 ニティン・アプテ 殿

経済産業大臣 梶山 弘志



合同会社 NRE-46 インベストメント「（仮称）真庭太陽光発電事業 計画
段階環境配慮書」に対する意見について

令和2年8月24日付けをもって送付のあった、（仮称）真庭太陽光発電事業 計画段階環境配慮書について、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

(別紙)

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(3) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

(1) 土地の安定性及び水環境への影響

本事業の実施に当たっては、樹木の伐採や切土・盛土を含む土地造成が想定され、傾斜の大きい自然斜面に太陽電池発電設備等を設置する場合や土地造成の工法等によっては、土地の安定性及び水環境への影響が懸念される。

このため、対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、急傾斜地及び樹林地の改変を可能な限り抑制した計画とするとともに、専門家等からの助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、適切な排水計画の採用等の環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性及び水環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 反射光に係る影響

現在、ゴルフ場として利用されている土地を中心に設定している事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、太陽電池からの反射光による生活環境への影

響が懸念される。このため、太陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備の周囲に樹木を残置すること等により、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

本事業計画の更なる検討に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

5.2. 経済産業大臣の意見に対する事業者の見解

配慮書に対する経済産業大臣の環境の保全の見地からの意見及びこれに対する事業者の見解は、表 5-1 に示すとおりである。

表 5-1 配慮書に対する経済産業大臣の意見と事業者の見解

| 経済産業大臣の意見 | 事業者見解 |
|---|---|
| <p>1. 総論</p> <p>(1) 対象事業実施区域等の設定 対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。</p> | <p>対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、必要な情報の収集・把握を行い、方法書以降の現地調査結果等を踏まえ、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を勘案し、事業計画に反映させるよう検討いたします。</p> |
| <p>(2) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明 本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p> | <p>事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関と調整を十分に行い、関係機関及び住民等の関係者に理解をいただけるよう、方法書以降の手続きにおいて、丁寧かつ十分な説明を行います。</p> |
| <p>(3) 環境保全措置の検討 環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。</p> | <p>環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、回避・低減が困難であると判断された場合には、代償措置を検討いたします。</p> |
| <p>2. 各論</p> <p>(1) 土地の安定性及び水環境への影響 本事業の実施に当たっては、樹木の伐採や切土・盛土を含む土地造成が想定され、傾斜の大きい自然斜面に太陽電池発電設備等を設置する場合や土地造成の工法等によっては、土地の安定性及び水環境への影響が懸念される。 このため、対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、急傾斜地及び樹林地の改変を可能な限り抑制した計画とするとともに、専門家等からの助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土地の安定性が確保される勾配の決定や工法の選択、適切な排水計画の採用等の環境保全措置を講ずることにより、土地の安定性及び水環境への影響を回避又は極力低減すること。</p> | <p>対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、急傾斜地及び樹林地の改変を可能な限り抑制するように努めるとともに、専門家等からの助言を踏まえた、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、土地の安定性及び水環境への影響を回避又は極力低減するよう適切な環境保全措置を検討いたします。</p> |
| <p>(2) 反射光に係る影響 現在、ゴルフ場として利用されている土地を中心に設定している事業実施想定区域の周辺には、複数の住居が存在しており、太陽電池からの反射光による生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備の周囲に樹木を残置すること等により、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。</p> | <p>太陽電池発電設備の配置等の検討に当たっては、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、太陽電池発電設備の周囲に残置森林を配置すること等により、反射光による生活環境への影響を回避又は極力低減するよう努めます。</p> |
| <p>(3) 廃棄物等について 本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃</p> | <p>太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月環境省）」等に基づき、適正な処理を行う計画となるよう検討いたします。</p> |

| 経済産業大臣の意見 | 事業者見解 |
|--|--|
| <p>棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。</p> | |
| <p>本事業計画の更なる検討に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。</p> | <p>事業計画の検討に当たっては、適切な環境保全措置を検討するとともに、検討の経緯及び内容について、今後の方法書以降の図書において適切に記載します。</p> |

(空白)